

ステップアップ 畜産！



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）
〒370-0074 高崎市下小島町 233
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260



～記事～

- ★豚熱発生時の選択的殺処分の導入について
- ★アジア・韓国での疾病発生状況について
- ★野生イノシシの豚熱検査実施状況（R8.4.1～R8.7.31 検査）
- ★豚熱ワクチン接種関連情報
- ★大雨による堆肥や汚水の流出に注意しましょう

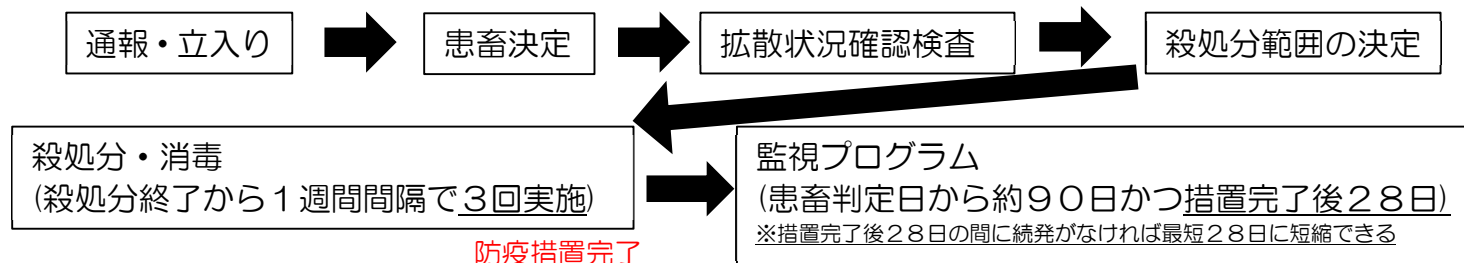
～別添資料～

- ★家畜伝染病予防法の一部改正について
- ★韓国・アジアにおける疾病の発生状況
- ★群馬県食肉衛生検査所からのお知らせ

★豚熱発生時の選択的殺処分の導入について

令和8年5月19日に家畜伝染病予防法の一部が改正され、ワクチン接種地域では豚熱の殺処分範囲が見直され、まん延防止のために必要な豚のみを殺処分する、選択的殺処分を導入しました。

豚熱発生時の主な流れとして、以下の通りになります。



拡散状況確認検査とは？

患畜確認後、殺処分範囲の決定のため農場内の全飼養豚について実施

1. すべての飼養豚：臨床検査
2. 臨床検査で発症が疑われた豚：血液検査、ELISA 検査、PCR 検査

※検査で陰性が確認された豚は、疑似患畜から除外される

殺処分範囲について

県が国と協議の上、決定

- ① ワクチン免疫未成立豚
(未接種、接種後20日未満、発育不良)
- ② 症状があり、PCR 陽性となった豚
- ③ その他、家畜防疫員が必要と判断した豚

※不適切なワクチン接種が判明した場合はワクチン免疫不成立と考えられ全頭殺処分、感染が広範囲に浸潤している農場は繁殖豚以外を全頭殺処分対象になることになります。

◆ 発生農場における対応の変更点 ◆

発生農場では殺処分頭数が減ることに加え、防疫措置完了後の監視プログラム期間でも肥育豚の出荷が可能になります。しかし、疑似患畜から除外されても消毒のため発生豚舎は空舎にする必要があり、豚の移動先を確保しなければなりません。また、健康豚を飼養管理しながら防疫措置も同時に進めることになります。その際、防疫措置と通常管理の作業動線が交差しないようにするなど、感染拡大防止対策を実施しなければなりません。

◆ 引き続き重要なこと ◆

令和 8 年 7 月 4 日には選択的殺処分導入後初となる豚熱の発生が確認され（105 例目、静岡県富士宮市）、繁殖豚を除く飼養豚が殺処分対象となりました。疫学調査等の結果は今後公表されますが、周囲に感染イノシシが多く存在していたことが確認されており、ウイルス濃度が非常に高い状態だったと推測されます。このような環境下で適切な飼養管理が実施されなければ、農場内、豚舎内へ多くのウイルスが侵入してしまい、適切なワクチン接種が行われていても豚熱発症の可能性が高くなります（※県内の野生イノシシの豚熱検査実施状況参照）。殺処分範囲について、対象が子豚のみになる可能性がある一方で、感染が限局していない場合、肥育豚も含めた殺処分になることも踏まえ、豚舎内へのウイルス侵入防止のための更衣・長靴交換、小動物の侵入防止対策が重要であることは何ら変わりありません。

また、緊急時の通報ルールにも変更はありません。異常豚が確認された場合の早期通報の徹底を、引き続きお願いします。

★アジア・韓国での疾病発生状況について

◆ 口蹄疫(FMD) ◆

令和 8 年 7 月に韓国の豚農場 1 戸と牛農場 5 戸で口蹄疫(O 型)の発生が確認されました。と畜場での環境検査からウイルスが検出されたことから、搬入農場の検査を実施したところ当該豚農場とその周囲の牛農場からウイルスを持った個体が複数頭確認されたため、今回の発生確認となりました。豚農場での発生確認は令和 7 年 4 月以降 1 年ぶりですが、牛農場では今年に入り 3 件の発生が確認されていることから、日本へのウイルス侵入リスクは非常に高い状態が続いています。

一方、中国（と欧州の一部）では、これまでアフリカで発生していた SAT1 型という血清型の侵入が確認されています。口蹄疫にはワクチンが存在しますが、血清型が異なると全く効果が出ません。国内の備蓄ワクチンが緊急ワクチンとして有効でない状況も想定されます。地域を越えた血清型の発生については、人の移動の関与が考えられており、人の移動が活発になる時期はより一層の警戒が必要です。

◆ アフリカ豚熱 (ASF) ◆

また、アフリカ豚熱については、日本以外のアジア各国で発生が続いており、隣国韓国では、現在も飼養豚及び野生イノシシで感染が確認されている状況です。

ASF の侵入経路として強く警戒が必要な肉製品などの輸入禁止物についても、その持ち込み方法等が悪質化しています。今回の家畜伝染病予防法の一部改正では、輸入食品に対する罰則強化についても改正され、水際対策の強化だけでなく、すでに店頭販売している製品へ対応を拡大し、国を挙げてウイルスの侵入を防止している状況です。

★野生イノシシの豚熱検査実施状況（R8.4.1～R7.7.31 検査）

市町村	高崎	富岡	安中	藤岡	甘楽	下仁田	神流	南牧	上野	合計
検査数	31	5	36	0	10	0	0	5	0	87
陽性数	6	0	3	0	4	0	0	0	0	13

地域	中部	西部	東部	吾妻	利根沼田	合計
検査数	67	87	40	87	19	300
陽性数	5	13	6	18	2	44

今年度 4 月から 7 月末日の時点で西部管内では野外感染をしたイノシシは高崎市で 6 頭、安中市で 3 頭、甘楽町で 4 頭と感染個体が多数確認されています。また、県内でもその他の地域で 44 頭の豚熱感染イノシシが確認されており、群馬県全体でイノシシの感染は拡大しています。昨年同時期では、感染した野生イノシシはほとんど確認されていませんでしたが、今年度はすでに昨年度の感染個体数以上の感染イノシシが確認されています。近年、野生動物の人的被害や人家への接近がニュースで取り上げられてるように、野生動物が身近に迫っているため、イノシシだけでなく他の野生鳥獣による病気の持ち込みが非常に懸念される状況です。

農場周囲には、体表に豚熱ウイルスを付着させた野生動物が今まで以上に存在すると考え、野生動物対策と車両消毒、更衣・長靴交換、消毒などの外部から豚舎内へのウイルスの持ち込み防止対策の強化をお願いいたします。

野生イノシシへの対策として、経口ワクチンの散布が継続的に行われています。その中で、令和 8 年 6 月 25 日に開催された第 14 回野生イノシシ豚熱対策検討会にて、経口ワクチンの散布について、①野生イノシシによるウイルス侵入が疑われる豚熱発生事例や②農場の周囲での野生イノシシの生息／出没状況では農場周囲にも積極的な散布を検討すべきとの結論が得られました。

一方で、農場周辺に経口ワクチンを散布することは、イノシシを誘引し周辺環境を汚染する可能性があることから、事前に関係者の皆様と十分に合意形成することが必須です。さらに、経口ワクチン散布を有効な対策とするためには、緩衝帯整備や侵入防止柵の設置・整備、くくりわな設置等による捕獲の強化といった対策がより一層重要となります。

★豚熱ワクチン接種関連情報

・繁殖豚等の豚熱ワクチン接種

今年度も3月から5月にかけて繁殖母豚・種雄豚における年1回の追加接種を実施させていただきました。また、育成豚(導入・自家産問わず)についても、繁殖前の2回目接種を忘れずにお願いします。

・登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度

令和5年度より開始された「認定農場における飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度」は随時申請を受け付けております。飼養衛生管理基準の遵守状況の取り組み姿勢により認定の判断を行いますので、認定を希望する方は、農場の飼養衛生管理について再度確認をお願いします。

飼養衛生管理者によるワクチン接種までの流れ

1. 認定農場申請(管轄家保) ⇒ 認定農場として承認
2. 飼養衛生管理者研修会受講 ⇒ 飼養衛生管理者として登録・ワクチン使用許可
(新規登録研修会は不定期開催 / 登録後年1回以上のフォローアップ研修受講が必須)
3. 家畜防疫員・知事認定獣医師による接種票の交付 ⇒ 登録飼養衛生管理者によるワクチン接種
(1カ月に1回は獣医師による確認と接種が必要 / 接種後速やかにワクチン実績報告書の提出)

現在、新規登録者研修会は不定期開催となっています。そのため、研修会の案内は、登録を希望する認定農場にのみ通知させていただいております。

なお、制度について不明な点がございましたら、お問い合わせください。

手続きのための様式は群馬県HPからダウンロードできますので、ご活用下さい。

群馬県HP(畜産課)「豚熱対策について」のページの「県内における豚熱ワクチン接種について」の項目をご覧ください。

◆<https://www.pref.gunma.jp/page/187305.html>

◆「群馬県 豚熱対策」で検索



・豚熱抗体検査(免疫付与状況検査)

豚熱ワクチン接種後の抗体付与状況の調査や、離乳豚へのワクチン接種適期の推定のため、農場や食肉処理場での採血を随時実施しております。繁殖母豚の抗体価や子豚の移行抗体価と日齢はワクチン接種適期を推定するための重要な要素となりますので、母豚の産歴や子豚の生年月日等は必ず記録してください。可能であれば、どの母豚から生まれた子豚であるかも記録してください(母豚の抗体価と子豚の移行抗体価の相関をみることができます)。

現在、子豚のワクチン接種日齢を早めることを推奨する農場が増えてきています。接種日齢の変更は、豚に対するワクチン副反応の大きさ・作業性・そのほかのワクチンプログラムに干渉してくるため、細やかな接種が可能になる登録飼養衛生管理者接種制度の活用をご検討ください。やみくもに日齢を早めるのではなく、農場の免疫状況を知るためにも、繁殖豚の中和抗体価状況や、肥育豚における免疫付与状況の確認は必須になってきます。各農場で最大限効果のあるワクチン接種を実施していくため、引き続き採血にご協力をよろしくお願いします。

ワクチンによるCSF対策は、移行抗体消失前からワクチン接種実施で子豚を守ることが重要！
合わせて、適切な消毒や更衣交換で畜舎へのウイルス侵入を防ぐことも大切！！



★大雨による堆肥や汚水の流出に注意しましょう

家畜の排せつ物は『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律（家畜排せつ物法）』により、適正な管理が義務付けられています。特にこの時期は県内でも記録的短時間大雨情報が発表されるなど、**雷雨等による集中豪雨の多発や台風の接近に伴う大雨が予想**されます。大量の雨水が堆肥処理施設や畜舎周辺に流れ込んだ場合、周辺の道路や田畑、河川などへ家畜ふんや汚水が流出する重大事故が起こる可能性が高まります。家畜排せつ物の適正な管理について、より一層注意が必要です。

流出を未然に防ぐために、

○最新の気象情報を常にチェックする

○施設の点検、補修を行う

○畜舎や堆肥舎周辺の清掃を行い、流出する可能性があるものを減らす

○大雨時の水の流れ、リスクを考慮した防水・排水対策を行う

などの対策が必要です。

日頃から家畜排せつ物の適正管理を意識し、流出防止のための再確認をお願いします。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233

TEL 027-362-2261 (緊急時 24 時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。